

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答書

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
1	入札説明書	7	2	2.1.	2.1.9		「小売電気事業者へ売却する」と記載がありますが、事業者より小売電気事業者を提案することも可という認識でよろしいでしょうか。	提案は可としますが、提案した小売電気事業者以外の事業者に決定する可能性があることも予めご承知おきください。
2	入札説明書	7	2	2.1	2.1.10		雇用への配慮について「…ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合はこの限りではない。」とありますが、どのようなことを想定されているかご教示をお願いします。	民間事業者が従来と同等程度の雇用条件を提示することを前提に、健康状態など就業に必要な条件を満たさない等の理由で民間事業者と労働者双方が雇用契約について合意されない事態を想定しています。
3	入札説明書	9	3	3.2	3.2.1		募集及び選定スケジュール 入札説明書等（資格審査以外）に関する質問受付締切が令和3年10月11日となっていますが、具体的な計画を進めていく上で新たな質問が出てくるため、2回目の質問受付をお願いします。	令和3年11月17～19日に予定している対面的対話の機会を利用してください。
4	入札説明書	16	3	3.4	3.4.2	(2) 3) ②	閲覧資料（予定） 「※敷地造成実施設計については、現在実施中である。」とありますが、敷地造成実施設計図をご提示いただける時期をご教示願います。	図面については、令和3年12月上旬に入札参加者に対して提示を予定しています。
5	入札説明書	16	3	3.4	3.4.2	(2) 3) ⑧	閲覧資料（予定） 「※生活環境影響調査については、現在実施中である。」とありますが、生活影響環境調査をご提示いただける時期をご教示願います。	調査結果の告示縦覧は令和4年1月末、生活環境影響調査書の公表は令和4年3月末を予定しています。
6	入札説明書	20	3	3.4	3.4.12	(3)	「提出書類などを電子データとして、電子既往媒体により1部」とありますが正本、副本のそれぞれ1部ずつご提出すればよろしいでしょうか。	電子データは正1部としてください。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
7	入札説明書	20	3	3.4	3.4.12	(3)4)	「(資料4 参照)」とは資料3との読み替えにてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	20	3	3.4	3.4.12	(3)	<p>入札提案書類は以下の6種類に分けて提出するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>①基礎審査に関する提案書類 ②非価格審査に関する提案書 ③事業計画に関する提案書類 ④設計仕様書 ⑤計算書 ⑥図面</p> <p>また、フラットファイルの種類（紙製、プラスチック製等）、インデックス等は事業者任せにさせていただいてよろしいでしょうか。</p>	ご質問にある①～③と④～⑥に分けてファイル等にまとめて提出してください。ファイルの種類、インデックス等の体裁は任意とします。
9	入札説明書	20	3	3.4	3.4.12	(3)	電子既往媒体により1部（使用ソフトは、Microsoft「Word」又は「Excel」、あるいはPDF形式（Windows 対応））を提出とあります。指定様式のもの Word、excel で提出、任意様式のものについては書類ごとにまとめてpdfデータとしてよろしいでしょうか。	可とします。
10	入札説明書	20	3	3.4	3.4.12	(3)	<p>入札提案書類</p> <p>「技術提案書については、A4版フラットファイル2穴に綴じて」とあります。</p> <p>紙製のフラットファイルではなく、A4版のビニール製ファイル2穴綴じにて提出する等、ファイルの仕様は耐久性等を考慮し、事業者にて選定してもよろしいでしょうか。</p>	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
11	入札説明書	20	3	3.4	3.4.12	(3)	<p>入札提案書類 「技術提案書については、A4版フラットファイル2穴に綴じて、それぞれ正1部、副10部を提出」とあります。 技術提案書は6図書（基礎審査に関する提案書類、非価格審査に関する提案書、事業計画に関する提案書類、設計仕様書、計算書、図面）が該当しますが、それぞれをファイルに綴じるとファイル数が多くなりハンドリングが大変かと思しますので、基礎審査・非価格審査・事業計画に関する提案書類を合冊、設計仕様書・計算書・図面を合冊としてもよろしいでしょうか。</p>	質問No.8に同じ。
12	入札説明書	24	3	3.4	3.4.19		<p>「落札者(代表企業及び応募グループの構成員のいずれかの者)が、本組合の議決を経て、特定事業契約を締結するまでに、いずれかの構成市において指名停止を受けたときは、本組合は特定事業契約を締結せず、これを解除できることとする。」とありますが、協力企業が指名停止となった場合は本件には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	24	3	3.5	3.5.1		<p>「ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本組合は提案者の全部又は一部を使用できるものとする」とありますが、使用にあっては事業者へ事前の協議があるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
14	要求水準書 設計・建設編	I-1-2	1	1	5		<p>敷地面積 「約1.8ha（うち、工場棟が建設可能な平地造成部約1.2ha、管理棟・洗車場が位置する土地約0.6ha）」とあります。 建築基準法上の敷地面積の正確な数値及び敷地境界線の位置が分かる資料のご提示をお願いします。</p>	造成実施設計と併せて作図・求積を予定しています。 建築基準法の敷地に関する参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
15	要求水準書 設計・建設編	I-1-2	1	1	5		敷地面積 「約 1.8ha（うち、工場棟が建設可能な平地造成部 約 1.2ha、管理棟・洗車場が位置する土地 約 0.6ha）」とあります。 工事エリアとなる平地造成部が狭小であり、通勤車両などの駐車場、資材置き場確保が困難です。 平地造成部以外の貴組合または構成 4 市様所有の土地を借用することは可能でしょうか。 借用できる土地がある場合、その場所と面積、係る費用についてご教示をお願いします。	敷地東側の調整池周辺や管理棟北側等の所有地については、既存施設の運転管理者やのんこの温水センターの指定管理者と協議の上、未使用地について借用可能です。 諫早市所有の土地の借用については、質問No.16を参照ください。
16	要求水準書 設計・建設編	I-1-2	1	1	5		敷地面積 「約 1.8ha（うち、工場棟が建設可能な平地造成部 約 1.2ha、管理棟・洗車場が位置する土地 約 0.6ha）」とあります。 工事エリアとなる平地造成部が狭小であり、通勤車両などの駐車場、資材置き場確保が困難です。 のんこの温水センター南側にある旧施設の敷地を借用することは可能でしょうか。 借用可能な場合、係る費用についてご教示をお願いします。	旧諫早市環境センター跡地（のんこの温水センター南側にある旧施設の敷地）については、諫早市の所有地であるため、今後実施段階での協議次第となります。
17	要求水準書 設計・建設編	I-1-3	1	1	8	2) (4)	工事範囲外 「敷地造成工事」が工事範囲外となっていますが、敷地造成工事の工事完了日をご教示願います。	令和 5 年 3 月末を予定しています。
18	要求水準書 設計・建設編	I-1-3	1	1	8	2) (4)	工事範囲外「管理棟用駐車場工事（施設見学者用含む）及び管理用道路整備工事」が工事範囲外となっていますが、エントランス、歩行者専用通路は本工事範囲内とし、その周囲の外構工事は本工事範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
19	要求水準書 設計・建設編	I-1-3	1	1	8	2)_(4)	工事範囲外として「建物内備品」とありますが、居室等のレイアウト検討のため、貴組合にて購入する予定の備品リストをご提示いただけますでしょうか。	I-5-12 及び I-5-13 頁の表、各諸室の種類と概要（参考）の概要欄に記載している備品類（机、椅子等）については、工事範囲とし、各諸室のご提案に合わせて必要な備品を設置してください。 その他の備品については、協議の上、必要なものを組合にて設置するものと捉えてください。
20	要求水準書 設計・建設編	I-1-4	1	1	10		生成物の資源化・処分 焼却不適物（ボーリング玉やバッテリーなど）が搬入された場合の処理は、貴組合と考えてよろしいでしょうか。	民間事業者（運営・維持管理業者）の所掌とします。
21	要求水準書 設計・建設編	I-1-4	1	1	11	1) (4)	全体計画 施設見学者は既設管理棟周辺に整備される駐車場に駐車して施設に入場すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書 設計・建設編	I-1-4	1	1	11	1) (8)	全体計画 「災害発生時に商用電源供給が不可能となった場合でも、全炉停止時を除き、電力自立運転を可能とする。」とあります。 この場合には、余熱利用施設への電力供給は行わないと考えてよろしいでしょうか。	構成市が行う防災（避難・復旧）活動を支援する目的で余熱利用施設へ熱及び電気の供給が必要です。
23	要求水準書 設計・建設編	I-1-5	1	1	11	1) (12)	全体計画 「管理棟（既設）と工場棟の往来について、歩行者専用通路（ペDESTリアンデッキ等）を計画する」とありますが、歩行者専用通路は屋根付き屋外通路と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
24	要求水準書 設計・建設編	I-1-5	1	1	11	1) (12)	<p>ペDESTリアンデッキにて管理棟と工場棟を往来する仕様ですが、ペDESTリアンデッキのエントランスは添付資料4で示される位置とするか事業者が任意に選定できるか条件をご提示願います。近接する逆T字擁壁の耐力上の制限等配置上の制約条件があれば開示をお願いします。</p>	<p>組合と協議の上、任意に選定できるものとして います。 近接する逆T字擁壁（東側既存）の参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。 新設擁壁については、現在設計中です（質問No.4参照）。</p>
25	要求水準書 設計・建設編	I-1-5	1	1	11	1) (16)	<p>「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響評価」の内容を遵守するとのことですが、評価書に記載される遵守すべき排ガス量（1炉、3炉合計）、排ガス温度についてご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>生活環境影響調査書に記載する排ガス量・温度は、下記のとおりです。下記の設定より負荷が小さくなるよう設計していただくこととなります。 湿りガス量：81,000N m³/h（3炉合計） 乾きガス量：64,800N m³/h（3炉合計） 排ガス温度：175℃</p>
26	要求水準書 設計・建設編	I-1-5	1	1	11	2)	<p>工事計画 工事に使用可能な範囲をご教示願います。</p>	<p>参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。</p>
27	要求水準書 設計・建設編	I-1-5	1	1	11	4)	<p>運営期間終了時の措置 「20年間の運営・維持管理期間の終了後も10年程度、工場棟、計量棟等を継続して公共の用に供することも可能な施設とする」とありますが、30年間運転するために必要な基幹的設備改良工事の費用は本事業には含まないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>30年間運転するために必要な基幹的設備改良工事の費用は運営・維持管理業務に含みませんが、運営・維持管理業務終了時の引き渡しにあたっては、第II編第1章第4節6. に示す条件を満たすものとします。</p>
28	要求水準書 設計・建設編	I-1-6	1	1	12	2) (7)	<p>都市計画事項 「環境施設面積 25%以上（都市計画決定区域全体を対象とする）」とありますが、本工事範囲内で確保する必要がある環境施設面積をご教示願います。</p>	<p>本工事範囲内で環境施設面積を確保する必要はありません。 土地利用計画に関する参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。</p>

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
29	要求水準書 設計・建設編	I-1-6	1	1	12	2) (7)	都市計画事項 「環境施設面積 25%以上（都市計画決定区域全体を対象とする）」は工場立地法に基づくものと考えますが、敷地周辺部に 15%以上の環境施設が必要という規制も遵守する必要があると考えてよろしいでしょうか。 必要である場合、本工事範囲内で確保する必要がある敷地周辺部の環境施設面積をご教示願います。	No.28 に同じ。
30	要求水準書 設計・建設編	I-1-6	1	1	12	2) (7)	都市計画決定区域全域を対象に 25%の緑化率を確保するとの仕様ですが、本工事敷地を除く既存緑化面積及び敷地面積をご教示いただけませんかでしょうか。なお、本事業で設ける緑地を勘案せずとも 25%を満足できる場合、本事業で設ける緑地は構内車両動線を阻害しない程度で設けると考えてよろしいでしょうか。	No.28 に同じ。 緑地についてはお見込みのとおりです。
31	要求水準書 設計・建設編	I-1-6	1	1	12	4) (1)	電力の工事負担金については、貴組合所掌という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書設計・建設編	I-1-6	1	1	12	4) (3)	雨水排水が 3 系統に分かれるとのことですが、各系統が負担できる排水量をご提示いただけますでしょうか。また、造成工事で設置される排水設備や擁壁などを示した造成設計図も合わせてご提示いただけますでしょうか。	排水量に関する参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。 造成工事で設置する排水設備や擁壁については現在設計中です（質問No.4 参照）。
33	要求水準書 設計・建設編	I-1-7	1	1	12	4) (5)	ガス LPG を利用する場合において、既設ガスホルダを流用することはないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
34	要求水準書 設計・建設編	I-1-8	1	2	1	4)	低質ごみ、高質ごみにおける可燃分中の元素組成についてご提示いただけますでしょうか。	低質ごみ、高質ごみにおける可燃分中の元素組成は、表 1-2 の数値としてください。
35	要求水準書 設計・建設編	I-1-8	1	2	1	4)	可燃分中の元素組成の分析方法等についてご教示をお願いします。また、参考のため分析データをご提示いただけますでしょうか。	C、H、N は燃焼熱伝導度法、S、Cl はイオンクロマトグラフ法、O は計算値、Ca は ICP 発光分光分析法です。 分析データ（参考資料）を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。
36	要求水準書 設計・建設編	I-1-8	1	2	1	5)	想定される最大搬入出車両のホイールベース寸法についてご教示をお願いします。	約 4.5m（10 ダンプ車）とします。 ただし、要求水準書（設計・建設編）添付資料 8 の記載と同様に、本寸法は参考値であり変更になる場合があります。
37	要求水準書 設計・建設編	I-1-8	1	2	6	5)	表 1-3 ごみ搬入量及び搬入台数(年間 310 日とした搬入量および台数)にて「日平均搬入量、搬入台数」の記載あります。 年末等繁忙期における業務負荷を検討するために、ごみ種、搬入車両種毎の最大搬入台数、及び繁忙期の年間日数の想定値、もしくは過去 3 年間分程度の実績値をご教示いただけますでしょうか。	過去 3 年間分の搬入実績データを入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。
38	要求水準書 設計・建設編	I-1-12	1	2	7	4)	場外余熱利用施設 管理棟、洗車場へ電力を供給しますが、以下についてご教示願います。 ①電源容量あるいは時間当たりの消費電力量 (kWh/h) ②回線数（各 1 回線ですよろしいでしょうか。） ③高調波発生機器からの高調波流出電流計算書（その 1）（該当機器があれば）	①参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。 ②各 1 回線です。 ③該当機器がないと考えられるため、計算書はありません。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
39	要求水準書 設計・建設編	I-1-12	1	2	7	4)	場外余熱利用施設 のんこの温水センターへ電力を供給しますが、 以下についてご教示願います。 ①高調波発生機器からの高調波流出電流計算書（その1）（該当機器があれば） ②力率改善装置の有無及び力率	①該当機器がないと考えられるため、計算書はありません。 ②力率改善装置は設置してあります。設定力率は99.0%です。
40	要求水準書 設計・建設編	I-1-13 I-1-14	2	9		3) 4)	公害防止基準値 表 1-8 及び表 1-10 に記載されている作業禁止日の休日とは、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 設計・建設編	I-1-13 I-1-14	2	9		3) 4) 5)	公害防止基準値 騒音基準値、振動基準値、悪臭基準値を遵守すべき「敷地境界線」がどこなのか分からないため、図示をお願いします。	参考資料を入札参加資格審査申請書類提出へ配布いたします。
42	要求水準書 設計・建設編	I-1-21	1	5	3		「電線については原則としてエコケーブルとし、電灯は LED 等省エネルギータイプを採用する等、環境に配慮した材料・機器の優先的使用を考慮すること。」とありますが、13. 2) (1)～(4) では CV, CVT, CVV, CVVS, IV を採用可能な記述もあります。 一般ケーブルについても採用可能という理解でよろしいでしょうか。	エコケーブルを基本としますが、やむを得ない理由があれば一般ケーブルを採用することを可とします。
43	要求水準書 設計・建設編	I-1-21	1	6	1	1)	試運転 試運転期間が 180 日以上とありますが、施設整備期間が非常に短いことから、施設性能を確保できることを前提として、試運転期間を短縮してもよろしいでしょうか。	要求水準書の記載を基本としますが、落札者決定後、協議を検討します。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
44	要求水準書 設計・建設編	I-1-26	1	7	9		「熱しゃく減量」について、灰分散機出口の焼却灰は水冷されており、水和物の影響を強く受けております。 燃焼管理による明確な未燃分を把握するために、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P222」の要領に従い、水冷前（灰押出装入口）にて焼却灰を採取したサンプルを採用させていただけますでしょうか。	可とします。
45	要求水準書 設計・建設編	I-1-28	1	7	9	表 1-13	性能試験項目と試験方法の番号 14 について、非常用発電機の引渡性能試験方法は、蒸気タービン発電機と同様、使用許可を得る使用開始前の消防検査（試験方法は非常電源（自家発電設備）試験結果報告書に準じます。）の合格をもって性能試験に代えるものしていただけないでしょうか。	可とします。
46	要求水準書設計・建設編	I-1-28	1	7	9	表 1-13	性能試験項目と試験方法の番号 16 について、炉室温度の保証値が 45℃となっていますが、外気温度条件が明示されなければ設計することができません。外気温度 35.3℃において保証値 45℃（外気温+9.7℃）と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
47	要求水準書 設計・建設編	I-1-28	1	7	9		表 1-13 性能試験項目と試験方法 の 14 項の非常用発電機の試験内容に JIS B 8041 ガスタービン受渡試験方法に準ずるとありますが、ディーゼル機関方式を採用する場合は、JIS B 8014 に準じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書 設計・建設編	I-1-30	1	8	1	2)_(2)	防水工事の契約不適合責任期間について、アスファルト防水と塗膜防水については記載ありますが、その他の防水仕様を採用する場合の契約不適合責任期間は、塗膜防水に準じて 5 年と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
49	要求水準書 設計・建設編	I-1-33	1	9	2	2)	建築工事関係の実施設計図書について、(2) 建築構造設計図に加えて、(5) 構造設計図、(7) 構造計画図 をご指示いただいておりますが、(2)として必要な図書を作成すれば(5)(7)は不要と考えてよろしいでしょうか。	(5)構造設計図、(7)構造計画図が(2)建築構造設計図に含まれている場合は可とします。
50	要求水準書 設計・建設編	I-1-38 I-5-5 I-5-14	第1章 第5章 第5章	第12節 第2節 第2節	12.1 2.1 2.2	4) 1), (12) 1), (4)	「日本建築学会建築基礎構造設計指針(2019年改訂)」には上部構造で二次設計を行う場合、基礎杭も二次設計を行うべき旨が記載され、基礎杭の二次設計の道筋が示されました。また、清掃工場の構造体は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」のⅡ類(重要度係数I=1.25)に位置付けられており、「建築構造設計基準」ではⅡ類の場合には原則として基礎杭の二次設計を行うことが求められています。大規模な災害が多発する昨今の事情も踏まえて、基礎杭の二次設計は杭軸力に対してだけでなく、水平力に対しても行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書 設計・建設編	I-1-39	1	12	2		工事内容により・・・事業者の経費負担により速やかに行い、との記載がありますが、貴組合で使用する電話・情報通信回線の加入金については貴組合にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 設計・建設編	I-1-39	1	12	2		「工事内容により・・・事業者の経費負担により速やかに行い、との記載がありますが、上水の引込に関する権利金となる水道利用加入金については貴組合にてご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、申請手数料・検査手数料は事業者負担とします。
53	要求水準書 設計・建設編	I-1-39	1	12	2		「工事内容により・・・事業者の経費負担により速やかに行い、との記載がありますが、下水の放流に関する権利金である下水道受益者負担金については貴組合にてご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	公共下水道の供用区域外のため、受益者負担金は発生しません。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
54	要求水準書 設計・建設編	I-1-39	1	12	4	5)	「本施設の施工に際しては、火災保険又は組立保険等に加入すること」とありますが貴組合にてご加入している保険（共済）などはありませんでしょうか。加入されている場合補償額をご教授頂けませんでしょうか。	既存施設は、一般財団法人全国自治協会の「建物災害共済」に加入しており、共済金＝損害額×共済責任額/再調達価格（実際に必要となる再調達・復旧費用が上限）で支払われます。
55	要求水準書 設計・建設編	I-1-40	1	12	7		「建設場所周辺で実施される工事がある場合は、別途工事事業者と調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるように協力すること。」との記載がございますが、本工事の建設期間中において想定されている別途工事がありましたら、工事内容および期間について、ご教示願います。	参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。
56	要求水準書 設計・建設編	I-1-40	1	12	7		別途工事との調整 「建設場所周辺で実施される工事がある場合は、別途工事事業者と調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるように協力すること。」とあります。 予定されている別途工事とその時期について、ご教示をお願いします。	質問No.55に同じ。
57	要求水準書 設計・建設編	I-2-1	2	1	1	2)	受枠積荷重量について 450kgf/m ² 以上とのご指定がありますが、この場合、作業歩廊に使用する梁成等が過大となり、歩廊有効高さの確保が困難な箇所が発生します。従いまして、事業者側の運営実績から合理的な受枠積荷重量の設定をお認めいただけないでしょうか。 グレーチング強度も 500kgf/m ² 以上とのご指定がありますが、これについても事業者側の運営実績から合理的なグレーチングの等分布荷重の設定をお認めいただけないでしょうか。	点検用の通路の確保など合理的な理由がある場合は、構造安全性を確認するための設計計算書等に基づき可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
58	要求水準書 設計・建設編	I-2-1	2	1	3	10)	「プラント内のプラント設備工事所掌と建築工事所掌の手摺、階段等の仕様は、プラント設備工事所掌の仕様にて原則として統一すること。」とあります。 「プラント内」とは、炉室内と理解してよろしいでしょうか。	炉室に限らずプラント設備が設置されている室とお考え下さい。
59	要求水準書設計・建設編	I-2-1	2	1	3	7)	「残渣等取扱室」が示す室をご提示いただけませんかでしょうか。	焼却灰、焼却飛灰を取り扱い、飛散するおそれのある室とお考え下さい。
60	要求水準書設計・建設編	I-2-1	2	1	1 3	2) 6)	歩廊・階段・点検床及び通路 「受枠荷重重量 450kgf/m ² 以上（グレーチング強度 500kgf/m ² 以上）」 「グレーチングの許容たわみは原則 1/500 以下」とあります。 グレーチングの荷重重量及び許容たわみとしては、安全性を確保することを前提に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	質問No.57 に同じ。
61	要求水準書設計・建設編	I-2-2	2	2	2	3)	機器冷却水は常温のため、屋内部につきましては結露の恐れがないため施工しないこととさせていただきますでしょうか。	可とします。ただし、断熱、保温の対策が必要な箇所については、その対策を施してください。
62	要求水準書設計・建設編	I-2-2	2	2		1)	「機器の表面温度を室温+40℃以下とすること。」とありますが、具体的な室温が提示されていません。室温を提示していただくようお願いいたします。	貴社の実績等により想定してください。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
63	要求水準書 設計・建設編	I-2-4	2	4	6)		「現場にて組み立てる大型機器については、原則として製作工場にて錆止め2回塗りを行い、現地にて錆止め補修を行った後、中塗り上塗りを施工すること。」とありますが、適正に管理・補修することを条件に、製作工場にて仕上げ塗装した状態で現場搬入することができるものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
64	要求水準書 設計・建設編	I-2-6	2	8	5)		「塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等の薬品タンクの設置については、薬品種別毎に必要な容量の防液堤を設けること。」とありますが、防液堤は薬品同士の反応が起こらないよう、酸性・アルカリ性毎などの設置と理解してよろしいでしょうか。	原則として薬品種別毎に必要な容量の防液堤を設けるものとしますが、機器配置上の支障があるなど合理的な理由があり、関係法令・基準に適合しており、同一の防液堤で支障のないことが確認できれば可とします。
65	要求水準書 設計・建設編	I-2-6	2	8			耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類（重要度係数1.25）と記載が有りますが、必要水平保有耐力の割り増し係数1.25を採用するプラント設備架構は、火力発電所の耐震設計規定により保有耐力計算を行う、ボイラー支持架構が対象との理解でよろしいでしょうか。	ボイラー支持架構は、要求水準書に示す「プラント設備に係る架構について、焼却炉本体周り架構や主要機器の支持部架構などは、建築の分類と同等の耐震性を確保すること。」の主要機器に含まれます。
66	要求水準書 設計・建設編	I-2-6	2	8			耐震安全性の分類として、建築非構造部材A類、建築設備甲類と記載がありますが、これらは地震対策としての設計用水平震度を要件とし、商用電力対策、電力設備信頼性及び通信途絶対策の規定は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の箇所は耐震安全性の確保を意図していますが、ご質問にある各対策は、要求水準書第1章第1節11他にに基づき対策を講じるものとします。
67	要求水準書 設計・建設編	I-2-6	2	8			「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」は改訂され、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」となっています。こちらの最新基準が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
68	要求水準書 設計・建設編	I-3-1	3	1	1	3) (8)	印字装置として「ドットインパクト式」とありますが、使い勝手を考慮し事業者にて最適と思われる仕様で提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
69	要求水準書 設計・建設編	I-3-2	3	1	1	5) (15)	計量機 「停車両管制の方法は、登録収集車と未登録収集車で異なるので各々について計画する。」とあります。 現在の車両管制方法について、ご教示をお願いします。	登録収集車（中継運搬車及び構成市の委託収集車であり、重量登録している車両を指す。）は、入場の1回計量、未登録収集車は入退場の2回計量を行っています。また、入退場口を分けています。
70	要求水準書 設計・建設編	I-3-2	3	1	1.	5) (8)	「ピットタイプの場合」と記載ありますが、仕様を満たしていることを前提としてピットタイプ以外の方式をご提案してもいいと理解してよろしいでしょうか。	ピットタイプを基本としますが提案は可とします。
71	要求水準書 設計・建設編	I-3-2	3	1	2	1) (2)	通行形式〔一方通行〕とありますが、安全に十分配慮することを前提に対面通行での提案は可能でしょうか。	可とします。
72	要求水準書設計・建設編	I-3-2	3	1	2	1) (5)①	主要寸法 有効幅 20m 以上とありますが、P-I-5-6 受入供給設備（プラットフォーム）④にてスパン方向の有効長さ 18m 以上とあります。プラットフォームの有効幅については18m 以上で適切な幅を確保すればよろしいでしょうか。	プラットフォームの有効幅は 20m 以上とします。
73	要求水準書 設計・建設編	I-3-3	3	1	2	1) (5) (6) ⑩	プラットフォーム 「プラットフォーム壁際及び投入扉両側に幅 600mm、高さ FL+100mm 程度の安全地帯を設け、塗色により車路と明確に区別すること。」とあります。 投入扉対面のプラットフォーム壁際にも幅 600mm の安全地帯を設けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
74	要求水準書 設計・建設編	I-3-3	3	1	2	1) (5) ①	プラットホーム 有効幅 20m 以上とありますが、投入扉面から対面の壁面までの長さが 20m 以上という理解でよろしいでしょうか。 また、ダンピングボックス部分は含まないと考えてよろしいでしょうか。	プラットホームの有効幅は投入扉前の車止めから対面の壁面とします。ダンピングボックス部分も投入扉前の車止めを延長した線からとします。
75	要求水準書 設計・建設編	I-3-3	3	1	2	1) (6) 23	プラットホーム 「バックカー車の故障に備え、チェーンブロック用フックを設けること。」とあります。 フックを設置する場所をご指示いただくようお願いいたします。	提案によるものとします。
76	要求水準書 設計・建設編	I-3-3 I-5-6	3 5	1 2	2 1	(5)① 3)(1)④	プラットホーム 有効幅 20m 以上とありますが、P I-5-6 には「スパン方向の有効長さは 18m 以上」とあります。 スパン方向とは、ごみ投入扉面に対して垂直方向と考えてよろしいでしょうか。 また、その場合、前述の有効幅 20m 以上と齟齬がありますが、どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	質問No.72 及びNo.74 に同じ。
77	要求水準書 設計・建設編	I-3-4	3	1	2	1)(6)㉔	「見学者窓を清掃できるように歩廊を設けること」とのご指定ですが、歩廊は窓の視野を阻害するため、代替する清掃設備（高所作業車等）をお認め頂けませんでしょうか。	安全性や作業性等の検討結果を含む提案は可とします。ただし、高所作業車をリースする場合は運営・維持管理業務委託費に計上してください。
78	要求水準書 設計・建設編	I-3-4	3	1	2	2)_(3)_④	操作方式に「遠隔」とありますが、プラットホーム以外の室より本扉の開閉を操作する仕様を意図しての記載でしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書 設計・建設編	I-3-4	3	1	2	2)_(3)_④	操作方式に「現場手動」とありますが、(5)特記事項⑤に「停電時においても現場操作により扉が開閉できる構造とする。」とありますので、停電時に非常電源を必要とせず人力にて開閉する仕様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
80	要求水準書 設計・建設編	I-3-5	3	1	2	2) (5) ⑧	エアカーテンに点検架台を設ける仕様となっておりますが、点検架台の設置に替えて高所作業車等による点検・補修をお認め頂けませんでしょうか。	安全性や作業性等の検討結果を含む提案は可とします。ただし、高所作業車をリースする場合は運営・維持管理業務委託費に計上してください。
81	要求水準書 設計・建設編	I-3-5	3	1	3	2) (3) ②	投入扉のうち2門について、高さが7.0mと設定されています。中継運搬車両の投入に支障がないことを前提として、投入扉高さを下げた提案をしてもよろしいでしょうか。	安全性や作業性等の検討結果を含む提案は可とします。
82	要求水準書 設計・建設編	I-3-5	3	1	3	2) (3) ⑥	主要材質[SUS]とありますが、全てSUSではなく、腐食を考慮したうえで必要な部分に採用するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書 設計・建設編	I-3-5	3	1	3	2) (3) ⑥	投入扉及びダンピングボックスの材質にSUSのご指定がありますが、これはプラットホームの洗浄水やごみ汚水等に対する耐食性向上という観点から、水掛り部分に相当する表面部分のみをSUSとする理解でよろしいでしょうか。	質問No.82に同じ。
84	要求水準書 設計・建設編	I-3-6	3	1	2	1) (5) ①	プラットホームの有効幅は投入扉の車止めから対面の壁面と理解してよろしいでしょうか。	質問No.74に同じ。
85	要求水準書設計・建設編	I-3-6	3	1	3	3) (15)	「ダンピングボックス積載面とプラットホーム床面は同一の高さとする。」と記載がありますが、4tパッカー車による同一床面レベルへの排出は一度に全量を排出できないため、パッカー車からの排出は複数回に分けて行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
86	要求水準書 設計・建設編	I-3-6	3	1	3	3) (20)	投入時以外はごみピットとの臭気の遮断ができるダンピングボックス形式である場合は、ダンピングボックス用ごみ投入扉は設置しないものとして考えてよろしいでしょうか	可とします。
87	要求水準書 設計・建設編	I-3-7	3	1	4	5) (10) (17)	ごみピット 「ピット内に非常時散水出来る設備を付設すること。」とあります。 一方、「ピット内の火災監視用の自動火災検知装置及びピット専用の消火用放水銃設備を必要敷設けること。」とあります。 非常用散水設備は消火用放水銃設備と考えてよろしいでしょうか。	消火用放水銃設備とは別の設備です。
88	要求水準書 設計・建設編	I-3-7	3	1	4	5) (5)	ごみピットへ消臭、殺虫設備を付設とありますが、消臭につきましては効果が限定的なため設置しない計画としてもよろしいでしょうか。	ごみピットの臭気対策として十分な提案は可とします。
89	要求水準書 設計・建設編	I-3-7	3	1	4	5)_(10)	「ピット内に非常時散水出来る設備を付設すること。」とありますが、ピット専用の消火用放水銃設備を指していると考えてよろしいでしょうか。	質問No.87 に同じ。
90	要求水準書 設計・建設編	I-3-8	3	1	4.	5) (20)	ゴンドラ等による転落者救助装置は酸欠等による二次災害の恐れがあり救助者の安全が確保できないため、転落発生時は消防による救助を行うものとし、転落者救助装置の設置はしないものとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
91	要求水準書 設計・建設編	I-3-8	3	1	5.	5)	バケットの予備機のご指定がございませんが、予備機は設けないものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
92	要求水準書 設計・建設編	I-3-10	3	1	5	5) (14)	<p>ごみクレーン 「走行レールに沿って、クレーン等安全規則、法規等に準拠した安全通路を設けること。安全通路は幅 600mm 以上のものを両側に設けるものとし、手摺、安全ネット等の安全装置のほか法規に定められた以上の作業空間を確保すること。」とあります。 安全通路幅は、600mm 以上確保しますが、建築柱の部分については、クレーン等安全規則に準拠した最小寸法で許容していただけないでしょうか。</p>	クレーン等安全規則、法規等に準拠することを前提に可とします。
93	要求水準書 設計・建設編	I-3-10	3	1	5	5) (20)	<p>ごみクレーン 「操作室窓及び見学者窓は全面網入りはめ殺しガラス窓とし…」とありますが、見やすさに配慮し線入りガラスや強化ガラスなど別のガラスを提案してもよろしいでしょうか。</p>	可とします。
94	要求水準書 設計・建設編	I-3-10	3	1	5	5) (20)	<p>「操作室窓及び見学者窓は全面網入りはめ殺しガラス窓とし、」との仕様ですが、この仕様が法的要求事項を満足しない場合には、代替仕様を提案することとしてよろしいでしょうか。</p>	質問No.93 に同じ。
95	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6	3) (2) 5) (8)	<p>粗大ごみ前処理設備 「(2)処理対象物最大寸法 3m 以下」 「(8)受入物の最長長さは 3m、最大直径 30cm 程度とする。」とあります。 前処理設備の投入口は、直径 30cm で長さ 3m の円柱が縦方向に投入できればよろしいでしょうか。 あるいは、3m 長さの処理対象物がそのまま横たえて投入できる寸法が必要でしょうか。</p>	3m 長さの処理対象物がそのまま横たえて投入できる寸法が必要です。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
96	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6	3) (2) 5) (8)	粗大ごみ前処理設備 「添付資料1 搬入物基準」では 「粗大ごみ 2m×1m×60cm 以内」 「角材や樹木等 直径 25cm 以内、長さ 2m 以 内」 とあります。 前処理設備で記載されている処理対象物最大 寸法と異なります。どちらを正と考えればよろ しいでしょうか。	要求水準書 I-3-11 頁のとおりとします。
97	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6.	5) (1)	「破砕機は二軸以上の多軸破砕機」と記載され ていますが、本装置の役割である「可燃性粗大 ごみを燃焼設備での処理に支障のない大き さに切断する」が行えれば、切断式(ギロチン式) 破砕機を使用してもよろしいでしょうか。	破砕機は二軸以上の多軸破砕機を設置すること としてください。 効率向上のために、切断式(ギロチン式)を併 設することは可とします。
98	要求水準書設 計・建設編	I-3-11	3	1	6	5)(1)	粗大ごみ前処理設備「破砕機は、二軸以上の多 軸破砕機とする。」とありますが、その他の仕様 は切断機の仕様のように思われます。前処理設 備としては、二軸破砕機ではなく切断機で計画 してもよろしいでしょうか。	質問No.97 に同じ。
99	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6	5) (3) (6) (9)	粗大ごみ前処理設備 「操作盤は現場配置とし、切断状況を投入側か ら直視しながら操作可能とすること。」 「投入車両の後付け可能な機器配置とすること。 」 「投入口は床面レベルより低くし、投入が容易 な構造とすること。また、破砕した粗大ごみは、 ごみピットへ自動投入すること。」 とあります。 二軸破砕機を直視できる位置に配置することは 転落等の危険があるため、破砕機は上部に設 置し受入コンベヤ等で投入する計画でもよろ しいでしょうか。この場合、ミラーまたは ITV で切断状況を確認できるようにします。	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
100	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6.	5) (5) (11)	(5) 供給プッシャ(11) ウイング蓋は切断式(ギロチン式) 破砕機で使用する機構です。二軸以上の多軸破砕機を使用する場合は本機構を設置しないとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6	5) (5) (9)	粗大ごみ前処理設備 「供給プッシャは機械駆動とすること。」 「油圧駆動ウイング蓋を設置すること。」 とあります。 これらは切断機に付属する設備と思われます。 二軸破砕機に不要であれば設置しなくてもよろしいでしょうか。	質問No.100 に同じ。
102	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6.	5) (7)	可燃性粗大ごみを一時保管するためのヤードの検討用として、可燃性粗大ごみの搬入量をご教示ください。	質問No.37 に同じ。
103	要求水準書 設計・建設編	I-3-11	3	1	6.	5) (8)	受入物の最長長さは〔3〕 m、最大直径〔30〕 cm程度と記載されていますが、要求水準書運営・維持管理編 添付資料 1 搬入物基準の寸法制限には長さ 2m 以内、直径 25cm 以内と記載されています。搬入物基準の寸法を最大寸法としてよろしいでしょうか。	質問No.96 に同じ。
104	要求水準書 設計・建設編	I-3-13	3	1	8	5) (2)	薬液噴霧装置（消臭剤、防虫剤） 「ごみピット全面に散布可能な仕様・配置とすること。」 とあります。 ごみピットには防虫剤を散布することとし、消臭剤はプラットホームに散布する計画としてよろしいでしょうか。	質問No.88 に同じ。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
105	要求水準書 設計・建設編	I-3-16	3	2	2.2	3) (9)	速度制御方式に[自動、遠隔手動、現場手動]とありますが、現場手動での速度制御は難しいため、自動と遠隔手動は速度制御可能とし、現場手動での速度制御は無しとしてよろしいでしょうか。	可とします。
106	要求水準書 設計・建設編	I-3-26	3	3	3	5) (11)	ボイラ給水ポンプ 「交互運転用は1系列当たり1基以上とすること。」とあります。 3系列ありますので、それぞれに交互運転用を設け、合計6台設置するという理解でよろしいでしょうか。 あるいは、3系列+交互運転用1台の合計4台としてもよろしいでしょうか。	3系列それぞれに交互運転用を設け合計6台としてください。
107	要求水準書 設計・建設編	I-3-27	3	3	4	5)	(2)について貯水容量は、ボイラ最大蒸発量の〔20分間〕以上とされていますが、弊社実績より十分安全に運転できておりますので〔10分間〕以上としてもよろしいでしょうか。	ボイラ運転上の安全性や安定性について説明することを前提に可とします。
108	要求水準書 設計・建設編	I-3-29	3	3	7	7.2	給水用サンプリングクーラーの数量について、「1基/炉」とのことですが、構造上炉系に関わらず同じ水質を示すため、「脱気器～ボイラ給水ポンプ間」にサンプリングクーラーを設置することで、1基/3炉とすることは可能でしょうか。	適切なボイラ水監視ができることを前提に可とします。
109	要求水準書 設計・建設編	I-3-34	3	3	12	8) (1)	排気復水移送ポンプ 「ポンプ容量は最大蒸発量に対して20%以上の余裕を見込むこと」とあります。 ボイラ最大蒸発量となる運転条件のバランスにおいて、蒸気復水器の復水量に必要な余裕を見込むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
110	要求水準書 設計・建設編	I-3-41	3	4	3	6) (7)	「輸送空気は除湿されたものとする」との記載について、弊社実績にて問題なく運転しておりますのでブロワによる室内空気としてもよろしいでしょうか。	薬剤輸送管の閉塞による排ガス中有害物質濃度への影響や運転停止などリスクを踏まえ十分な対策を講じることを前提に可とします。
111	要求水準書設計・建設編	I-3-50	3	5	1	1.14) (15)	蒸気タービン「ポンプ等補器類は、100%予備機を設けること。」とあります。主要ポンプである主油ポンプにつきましては、タービン減速装置と一体となった機械駆動ポンプであるため、同能力のモータ駆動ポンプ（補助油ポンプ）を設置するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	要求水準書設計・建設編	I-3-58	3	7	1		灰押出装置の形式は提案となっている一方で、主要項目については半湿式を想定した仕様となっています。半湿式以外の方法を提案する場合には、記載の主要項目や付属品、特記事項の具体的な内容については協議可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
113	要求水準書設計・建設編	I-3-63	3	7	5	5) (4)	灰クレーン 「本クレーンはガーダ2桁、ダブルレール型ホイストとすること。」とあります。灰ピット周りの配置上、横行が不要の場合は、ガーダの無いダブルレール型ホイスト式クレーンを設置してもよろしいでしょうか。	可とします。
114	要求水準書設計・建設編	I-3-66	3	7	7.3	4)	非常用飛灰処理設備 「本設備は、混練装置、薬剤貯留槽、薬剤供給ポンプ、添加水貯留槽、添加水供給ポンプ、希釈槽、液体キレートポンプ、定量供給装置等で構成されるものとする。」とあります。 飛灰の安定化処理が良好に実現できることを前提として、キレートの希釈槽は設けず、液体キレートと添加水を直接混練装置へ供給する方式を提案してもよろしいでしょうか。	確実にキレート剤による飛灰の安定化処理がされることを前提に可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
115	要求水準書 設計・建設編	I-3-67	3	8			「なお、本工事には本施設に使用する上水受水槽及び揚水ポンプの本組合所有駐車場への設置工事～」とありますが、既設受水槽は添付資料7-2の系統図で余熱利用施設の水源としても使用しているように見受けられます。新設受水槽の必要容量算定のため、余熱利用施設での必要水量をご教示いただけませんかでしょうか。	余熱利用施設への給水は、既存の受水槽および揚水ポンプを使用するため、新設受水槽の容量には含まれません。
116	要求水準書 設計・建設編	I-3-67	3	8			「なお、本工事には本施設に使用する上水受水槽及び揚水ポンプの本組合所有駐車場への設置工事～」とあります。この揚水ポンプは添付資料7-2に示す「施設上水ポンプ」及び「用水補給ポンプ」を意図すると理解しますが、「余熱利用上水ポンプ」は貴組合にて配線・配管共に実施予定と考えてよろしいでしょうか。	余熱利用施設への給水は、引き続き既存の受水槽および揚水ポンプを使用して行います。工場棟への上水（冷却水等の工場内用水及び生活用水）給水のため、事業者にて配線・配管も含め新たに受水槽及び揚水ポンプを設置してください。
117	要求水準書 設計・建設編	I-3-68	3	8	8		給水設備 本工事で設置する上水受水槽から以下の施設への給水は必要でしょうか。 ・余熱利用施設(既設) ・洗車場(既設) ・管理棟(既設) ・冷却塔環水槽(既設) 給水を行う必要がある場合、各施設の使用水量をご教示願います。	洗車場（既設）が対象となります。ただし、洗車場（既設）については、直接、上水を給水する方法の他、工場からの処理水（水質改善後）を使用する方法等をご提案ください。使用水量については、質問No.118 から算出してください。
118	要求水準書 設計・建設編	I-3-74	3	9	2		「プラント系排水（洗車排水含む）及び生活系排水は、施設内クローズド方式」と記載ありますが、日平均の洗車実績台数をご提示頂けないでしょうか。	4t パッカー車 14 台/日です。
119	要求水準書 設計・建設編	I-3-75	3	9	2	2.1.2	薬品の漏洩対策を考慮し、計量方法として「計量槽」に代えて「積算流量計」を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
120	要求水準書 設計・建設編	I-3-75	3	9	2	2.1.6	汚泥発生量は小容量ですので、凝集沈殿槽からごみピットに直接移送して「汚泥槽」は設置しないものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
121	要求水準書 設計・建設編	I-3-76	3	9	5	2), 3)	水中ポンプは常時水没しているため、機器の耐用年数を考慮して常設とはせず倉庫予備とすることを認めただけでないでしょうか。	可とします。
122	要求水準書 設計・建設編	I-3-78	3	9	5	8)	(10)について、薬品注入箇所への積算流量は、小流量のため適切な流量計が無い場合がありますので、ポンプ運転時間と注入量からPLC内で算出する方式でもよろしいでしょうか。	質問No.119に同じ。
123	要求水準書 設計・建設編	I-3-79	3	9	5	8)	(14)について、薬品貯槽は排水処理設備の一部とし、必要に応じて薬品を純水装置等に移送するものとしてもよろしいでしょうか。	純水装置において必要な純水水質が確保できることを前提に可とします。
124	要求水準書 設計・建設編	I-3-80	3	10	3	-	真空掃除装置は配管内の詰まり等の問題が発生する可能性が高いため、設備代案として更新性に優れ、柔軟な運用が可能である業務用可搬式掃除機を複数箇所に設置することでよろしいでしょうか。	可とします。
125	要求水準書 設計・建設編	I-3-80	3	10	3		真空掃除装置は、ホースが重い、詰まりや故障が発生しやすいなど操作性に課題があるため、可搬式掃除機を必要数設置することを提案してもよろしいでしょうか。	質問No.124に同じ。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
126	要求水準書 設計・建設編	I-3-82	3	10	6		公害防止データ等表示装置について、「構内及び敷地外の適切な位置に、排出ガス濃度等の表示装置（大型ディスプレイ）を設置する。」とありますが、想定している「敷地外」の場所についてご教示をお願いします。また、インターネット回線を利用する場合の開設費用及び月々の回線使用料は貴組合所掌という理解でよろしいでしょうか。	公害防止データ等表示装置の設置箇所については質問No.127をご参照ください。 インターネット回線を利用する場合の開設費用及び月々の回線使用料は運営・維持管理業務委託費に計上してください。
127	要求水準書 設計・建設編	I-3-82	3	10	6		公害防止データ等表示装置 「構内及び敷地外の適切な位置に、排出ガス濃度等の表示装置（大型ディスプレイ）を設置する。」とあります。 設置場所としては、「(4)管理棟敷地入口付近」1カ所に設置することでよろしいでしょうか。 敷地外に設置する必要がある場合には、その位置をご指定いただくようお願いいたします。	設置場所については、「管理棟敷地入口付近」1カ所です。
128	要求水準書 設計・建設編	I-4-1	4	1	1	1)	「・・・地中にて受電するものとし、・・・」とありますが、電力会社との責任分界点は、既設と同様に柱上開閉器1次側とした場合、以降の工場棟迄の配線を地中埋設ルートでご計画することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	要求水準書 設計・建設編	I-4-1	4	1	1	1)	22kV 受電点から地中にて受電と記載されていますが、最短想定経路上に既存処理棟の搬入搬出路がありますので、受電点から添付資料 7-1 に示す建設予定地までは、架空配線工事の提案は可能でしょうか。	可とします。
130	要求水準書 設計・建設編	I-4-1	4	1	1	2)	「敷地内の地中引込管路（配線は小売電気事業者所掌）」とありますが、電力会社との責任分界点以降、管路及び配線は事業者所掌でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
131	要求水準書 設計・建設編	I-4-1	4	1	1	5)	のんこの温水センター給電計画量は、年間1200MWhの提示が有りますが、時間当たりの電力量は137kWhで計画してよろしいでしょうか。	要求水準書（設計・建設編）添付資料10の必要電気量1.13GWh/年より、時間当たり129kWhで計画してください。
132	要求水準書 設計・建設編	I-4-1	4	1			22kV受電点の短絡電流をご教示願います。	定格遮断電流は25kAですので、これを受電点短絡電流最大値としてください。
133	要求水準書 設計・建設編	I-4-2	4	1	3	1)	特別高圧受変電設備のガス絶縁開閉装置は、キュービクル形三相一括型ガス絶縁開閉装置（C-GIS）と指示されていますが気中絶縁型を提案することは可能でしょうか。	ガス絶縁開閉装置（C-GIS）を基本としますが、安全性及び保守性を確保できることを前提に提案を可とします。
134	要求水準書 設計・建設編	I-4-3	4	1	3	2)	22kV特別高圧変圧器には、負荷時タップ切替装置は無いため、無電圧タップ切替器と読み替えてよろしいでしょうか。	可とします。
135	要求水準書 設計・建設編	I-4-3	4	1	3	2)	特別高圧変圧器の主要機器に複合型保護継電器とありますが、関係法令・規格に基づき必要な場合に設置という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書 設計・建設編	I-4-3	4	1	3	2)	特別高圧変圧器(3)主要項目②に負荷時タップ切替付の記載がありますが、電圧変動について支障のない範囲であれば設置の有無については、提案とさせていただけないでしょうか。	質問No.134に同じ。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
137	要求水準書 設計・建設編	I-4-4	4	1	4	2)	蒸気タービン発電機用真空遮断器は蒸気タービン発電機室に設置する蒸気タービン発電機遮断器盤に設置しますので、電気室に設置する蒸気タービン発電機連絡盤は断路器の提案としてもよろしいでしょうか。なお、形式は JEM 1425 CX となります。	可とします。
138	要求水準書 設計・建設編	I-4-4	4	1	4	4)	「温度指示表示」を中央制御室に設けることと記載されていますが、「温度警報表示」と解釈してよろしいでしょうか。高圧変圧器はモールド形とし盤内に収納し、盤内温度上昇時は温度スイッチ・換気扇で排気する計画です。	可とします。
139	要求水準書 設計・建設編	I-4-5	4	1	4	5)	進相コンデンサの容量は蒸気タービン発電機の無効電力制御分を考慮して算出した値を採用してもよろしいでしょうか。	蒸気タービン発電機の負荷変動を考慮することを前提に可とします。
140	要求水準書 設計・建設編	I-4-5	4	1	4	5)	進相コンデンサは、低圧進相コンデンサを提案することは可能でしょうか。	低圧進相コンデンサの対象機器については可とします。
141	要求水準書 設計・建設編	I-4-5	4	1	4	5) (5)②	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること。」とありますが、受電点力率を 95% 以上確保する上で必要な場合は設置する考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
142	要求水準書 設計・建設編	I-4-5	4	1	5	3)	特記事項(2)に「停電時は、非常用発電機電圧確立後に低圧電源の常用と非常用（非常用発電機電源）の切り替えを自動的に行い、保安負荷に給電すること」の記載がありますが、非常用発電機（6kV 系統）は保安負荷用と 1 炉立上にも使用します。災害時等に 1 炉立上げを行う場合、非常用発電機の電力は広範囲の常用機器にも供給する必要があるため、非常用電源盤は設けずに非常用フィーダ以外を遮断するシステムを提案してよろしいでしょうか。	可とします。
143	要求水準書 設計・建設編	I-4-5	4	1	5	3) (2)	本記載事項は、非常用発電機が低圧の場合に適用するという理解でよろしいでしょうか。	質問No.142 に同じ。
144	要求水準書 設計・建設編	I-4-6	4	1	6	6.1 1)	「鋼板製屋内閉鎖自立形」とは、「集合電磁盤方式」（電気室内の低圧動力制御盤）を採用可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
145	要求水準書 設計・建設編	I-4-6	4	1	6	6.1 3)	主要機器に記載の「ON・OFF 押釦スイッチ」について、誤操作防止の観点からコントロールセンタには設置せず、機側及びオペレーターズコンソールに適用する構成をお認めいただけないでしょうか。	可とします。
146	要求水準書 設計・建設編	I-4-7	4	1	6.3	4)	(6)に「屋外、地下階等に設置する場合は、盤内部にスペースヒータ及びスイッチを取付けること。」と記載されていますが、設置周囲条件、盤構造、盤の取付・収納電気品の仕様等を検討し提案してもよろしいでしょうか。	設置場所の環境等を踏まえ設備保安上の支障のないように検討し提案してください。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
147	要求水準書 設計・建設編	I-4-12	4	1	10	1)	(1)「前面枠及び扉 SS400 t=3.2 mm (ただし、面積 0.9 m ² 以下の場合は 2.3 mm) とすること。」と記載されていますが、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を基に、盤の大きさ・取付品等検討し提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
148	要求水準書 設計・建設編	I-4-12	4	1	10	1)	(2)「屋外設置の場合は SUS 製とすること。」と記載されていますが、操作盤はアルミダイキャスト製を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
149	要求水準書 設計・建設編	I-4-13	4	1	10	1)	(6)「塗装膜厚は、外面 60 μ 以上、内面 40 μ 以上とする。」と記載されていますが、メーカー標準盤は除外と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。
150	要求水準書 設計・建設編	I-4-13	4	1	11		接地工事について、法定抵抗値を満足するための工法を検討する必要があるため、建設予定地の大地抵抗率など接地抵抗に関する土壤データのご提示をお願いします。 もしくは、隣接する現有施設(処理棟)の接地工事工法および接地抵抗値(直近の電気設備定期点検での測定値)のご教示をお願いします。	参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。
151	要求水準書 設計・建設編	I-4-13	4	1	12	4) (3)	電力監視設備をオペレーターズコンソールと兼用する場合、保護継電器は受配電設備側に設置することをお認めいただけないでしょうか。	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
152	要求水準書 設計・建設編	I-4-13	4	1	12		「電力監視設備は中央制御室に設置し、受配電、発電設備の集中制御を行うためのもので・・・」と記載されていますが、I-4-17 ページに記載の通り計装制御計画に組み込み、その機能をオペレーターズコンソールで実現してもよろしいでしょうか。保護継電器は各盤に設置します。	質問No.151 に同じ。
153	要求水準書 設計・建設編	I-4-14	4	1	13	1)	(8)「制御回路の端子あげは透明被覆端子を使用すること。(2sq 以下)」と記載されていますが、制御回路の端子は裸圧着端子+マークチューブの組合せでもよろしいでしょうか。	可とします。
154	要求水準書 設計・建設編	I-4-15	4	1	13	3)	(9)「吊ボルトは 12mm (4 分) を標準とする。」と記載されていますが、ラックサイズにより 10mm 以上でもよろしいでしょうか。	可とします。
155	要求水準書 設計・建設編	I-4-15	4	1	13	3)	(13)「プルボックスにはアクリル板で、配管にはシール等で露出ボックスには刻印で配線の種別を明記すること。」と記載されていますが、シール貼付けを認めていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
156	要求水準書設計・建設編	I-4-15	4	1	13	3) (16)	3)配管・ケーブル・レースウェイ工事・配線ダクト工事の項目の内「屋外の盤、配管、機器類は重耐塩構造とすること」とありますが、建設場所は海岸線から 3.0km 以上離れていますので、重耐塩仕様は不要と考えてよろしいでしょうか。または、設置場所に応じた提案とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	可とします。
157	要求水準書 設計・建設編	I-4-15	4	1	13	3) (16)	「屋外の盤、配管、機器類は重耐塩構造とすること。」とありますが、溶融亜鉛メッキ製、及び SUS 製を使用する場合は無塗装とすることをお認めいただけないでしょうか。	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
158	要求水準書 設計・建設編	I-4-16	4	1	13	4)	(7)「余熱利用施設へ送電または信号を送信する...」と記載されていますが、送信する信号仕様(名称、数量、電圧クラス等)をご教示願います。	実施設計時に協議するものとします。
159	要求水準書 設計・建設編	I-4-20, 21	4	2	3	2)	4-2-3-2)「煙道排ガス測定器」と8「排ガス分析装置」は同一のものという理解でよろしいでしょうか。また、CO2については今回測定対象範囲となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。 CO2については対象範囲外です。
160	要求水準書 設計・建設編	I-4-21	4	2	3	3) (1) (2) (4)	「大気質測定機器」(1)風向風速計 (2)大気温湿度計(4) その他必要な測定機器 と 4-7「気象・環境自動監視装置」は同一ものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書 設計・建設編	I-4-22	4	2	3	4) (1)	カメラ設置場所リストは「(参考)」と記載ありますので、 炉内監視用カメラは運転に支障がなければ1台/炉でご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
162	要求水準書 設計・建設編	I-4-22	4	2	3	4) (1)	施設出入口、構内設置のカメラについて、ワイパーと記載がありますが、ワイパーと同等機能を持った撥水コーティング仕様のドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
163	要求水準書 設計・建設編	I-4-23	4	2	3	4)	カメラ設置場所リスト(本施設以外)に記載されたカメラの設置場所は、添付資料1事業予定地案内図の平地造成部内に設置すると解釈してよろしいでしょうか。 平地造成部以外に設置する場合には、設置場所をご指定いただくよう願います。	当該リストは、工場棟を本施設とし、工場棟以外を本施設以外としてカメラ設置箇所を振り分けています。平地造成部以外は、「2 管理棟出入口」、「3 駐車場(管理棟駐車場)」、「4 施設出入口(見学者出入口)」、「5 構内道路(組管理用道路)」、「6 敷地境界(都市計画決定区域界の必要箇所)」となります。詳細については、実施設計時に協議するものとします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
164	要求水準書 設計・建設編	I-4-23	4	2	3	4)	「カメラ設置場所リスト(本施設以外)」に「計量棟付近」がありますが、「カメラ設置場所リスト(本施設)」に計量棟がありません。この計量棟は「(本施設)」の計量棟と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 工場棟を本施設としているため、計量棟は本施設以外としています。
165	要求水準書 設計・建設編	I-4-23	4	2	3	4)	「モニタ設置場所リスト(本施設)」の設置場所に「組合事務室」「大会議室」「管理棟ロビー」がありますが、これらは既設管理棟の室と考えてよろしいでしょうか。上記以外の「中央制御室」「クレーン操作室」「運営事業者事務室」「プラットホーム監視室」「研修室」は本施設の各室に設置することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 モニタ設置場所リストの(本施設・本施設以外)については、カメラ設置場所(監視場所)についての振分け(本施設・本施設以外)を基準に分けています。
166	要求水準書 設計・建設編	I-4-23	4	2	3	4)	「モニタ設置場所リスト(本施設以外)」の設置場所に「中央制御室」「プラットホーム監視室」「研修室」「計量棟」がありますが、これらは「(本施設)」の室と考えてよろしいでしょうか。上記以外の「組合事務室」は既設管理棟の室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 (本施設・本施設以外)の振分けについては、質問No.165をご参照ください。
167	要求水準書 設計・建設編	I-4-23	4	2	3	4) (1) (2)	カメラ設置場所リスト及びモニタ設置場所に「(本施設以外)」のリストがありますが、本施設以外の場所を具体的にお示し頂けないでしょうか。	質問No.163に同じ。
168	要求水準書 設計・建設編	I-4-23	4	2	3	4) (2)	モニタ設置場所リストは「(参考)」と記載があるため、60インチ等大型モニタによる画面分割表示とし、台数については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
169	要求水準書設 計・建設編	I-4-24	4	2	3	4)	「(本施設以外)」の室に設置するモニタの設置場所をご教示願います。	質問No.163、No.165及びNo.166に同じ。

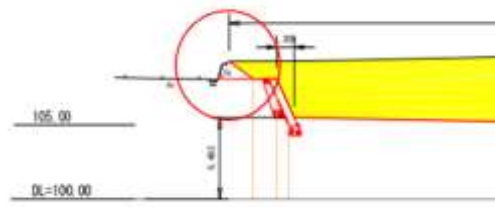
No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
170	要求水準書 設計・建設編	I-4-24	4	2	4	4.1	中央監視装置は、オペレーターズコンソールと兼用と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。
171	要求水準書 設計・建設編	I-4-27	4	2	8		本項(8.排ガス分析装置)に記載された機器は、I-4-20ページの2)項 煙道排ガス測定機器を同一と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。
172	要求水準書 設計・建設編	I-4-28	4	2	8	1)	C0分析装置について、(7)特記事項「②1時間値、4時間値を出力切替えできること」とありますが、本機能は、分散制御システム側で実現してもよろしいでしょうか。	可とします。
173	要求水準書 設計・建設編	I-4-28	4	2	8	1)	C0分析装置について、(7)特記事項「③測定レンジについて1,000ppm(1,000ppm/hは1,000ppmと解釈します。)まで測定できる装置とすること」とあります。分析計は一般的に2%の誤差がありますので1,000ppmのレンジですと20ppmの誤差が含まれてしまいます。設計値30ppmと維持管理基準値100ppmを監視するのに適したレンジとしてよろしいでしょうか。	可とします。
174	要求水準書 設計・建設編	I-4-28	4	2	8	3)	ばいじん濃度計の測定方式は近赤外光散乱方式を指定されていますが、摩擦電荷方式を提案してもよろしいでしょうか。	摩擦静電気検出式は可とします。
175	要求水準書 設計・建設編	I-4-28	4	2	8		分析計のO ₂ 換算はDCSで実現してもよろしいでしょうか。	酸素濃度を実測値を用いることを前提に可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
176	要求水準書 設計・建設編	I-4-29	4	2	9	13)	「屋外に設置する機器はSUS304L、316、Z35を基本とすること」とありますが、材質については、SUS304、304L、316、Z35から選択するものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
177	要求水準書 設計・建設編	I-5-1	5	1	1	1) (4) ②	「提示資料以外の汚染土壌処分は本工事範囲外」とありますが、造成工事前に土壌汚染調査は完了していると考えられるため、本工事では土壌汚染調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	要求水準書 設計・建設編	I-5-1	5	1	1	1) (4) ②	建設場所において土壌汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.177に同じ。
179	要求水準書 設計・建設編	I-5-1	5	1	1	1)(4)①	提示資料以外の地下埋設物撤去が本工事範囲外とされていますが、埋設物を判断できる資料は添付資料3の地質調査結果以外にありません。この調査結果にない埋設物の撤去は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	要求水準書 設計・建設編	I-5-1	5	1	1	1)(4)②	提示資料以外の汚染土壌処分は工事範囲外とされていますが、要求水準書及び添付資料には汚染土壌の存在を確認できる資料はないことより汚染土壌は建設予定地内になく、土壌汚染対策法の申請上も調査命令は下らない条件と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	要求水準書 設計・建設編	I-5-4	5	2	1		施設内の見学者エリア、居室エリア等は下足対応、上履き対応いずれを想定されていますでしょうか。仕様に応じて、建屋エントランスでの下駄箱の配置等が変わってきます。	上履き対応を想定しています。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
182	要求水準書 設計・建設編	I-5-5	5	2	1	1) (12)	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築構造設計基準」では高さが45mを超える建物に対して時刻歴応答解析及び大臣認定の取得を求められています。建屋一体型煙突の場合における建物高さの算定方法をご提示頂けませんでしょうか。	建屋一体型煙突の場合の煙突の取り扱いについては実施設計内容に関する関係機関との協議により決定するものであるため、現時点では貴社の類似案件における経験を踏まえ想定してください。
183	要求水準書 設計・建設編	I-5-6	5	2	1	3) (1)⑦	プラットホームのごみ汚水はごみピットに排水する計画ですが、ごみカロリーを高く維持し、発電量を向上させるために排水処理設備への排水をお認め頂けませんでしょうか。	可とします。
184	要求水準書 設計・建設編	I-5-15	5	1	2	4) (1) ①	「ごみピット室及び灰ピット室の屋根はコンクリートで覆う構造とし、気密性を確保し悪臭の漏れない構造とする。」とありますが、下記理由よりごみピット部分の屋根をALCとしてよろしいでしょうか。 ①大規模改修工事時、屋根撤去を容易に行うことができる。コンクリートスラブでは大掛かりなハツリ工事が必要となる。 ②ごみピット部の屋根は大スパンとなるため屋根材は軽量化する必要がある。 ③大きな吹抜け空間かつプラント工事後のあと施工屋根となるため、コンクリートスラブでは大掛かりな仮設工事が必要となりコストが増大する。工程も厳しくなる。 ④ごみピット部屋根をALCとしている実績が大多数を占める。	要求水準書のとおりとします。 (強風対策のため)
185	要求水準書 設計・建設編	I-5-14	5	2	2	1) (6)	タービン独立基礎部分の絶縁部に遮水性能を確保する仕様ですが、地質調査結果より独立基礎に近いレベルで地下水位が確認された場合に必要な設備と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
186	要求水準書 設計・建設編	I-5-15	5	2	2	3) (3) 4) (1) 4) (2)	ごみピット及び灰ピットの屋根はコンクリート、プラットホーム、ごみピット、灰ピットの外壁はRC造またはSRC造の指定がある一方で、架構には軽量化を求める仕様です。ごみピット、灰ピット、プラットホームの屋根、外壁共に防臭性を確保した仕様のS造として計画の弊社実績はございます。防臭性と軽量化を両立できる仕様の選定をお認め頂けませんでしょうか。	質問No.184に同じ。
187	要求水準書 設計・建設編	I-5-15	5	2	2	4)_(1)_⑦	「縦樋の支持金物は本体鉄骨に溶接接合とする。」とありますが、建物構造が鉄筋コンクリート造の場合は適切な支持方法を提案することとしてよろしいでしょうか。	可とします。
188	要求水準書設計・建設編	I-5-16	5	2	2	4) (5)①	「吊り天井下地は、耐震軽量鉄骨下地を用い、設備との取合いを十分検討すること」ありますが、天井の耐震鉄骨下地の採用範囲は、居室及び避難経路と考えてよろしいでしょうか。	居室及び避難経路に加え、見学者通路も含むものとしてください。
189	要求水準書 設計・建設編	I-5-19	5	2	4	1) (8)⑩	炉室の見学窓に自動窓洗浄装置を設置する仕様ですが、自動窓洗浄装置は散水による清掃を行う一方で、炉室内は電気計装品を含みます。電気計装品の保護の観点で散水は好ましくないことより、代替の清掃方法をご提案させていただきませんか。	視界を良好に保つことを前提に可とします。
190	要求水準書 設計・建設編	I-5-2	5	1	1	2) (2)	仮設事務所の項目において『本組合の監督員仮設事務所（面積は30㎡以上）及び工程会議用の会議室（事業者と兼用可）を事業者の負担で設置する事。事務所は事業者仮設事務所と合棟でも良い。なお、事業者は、監督員用事務所に空調設備、衛生設備等の建築設備、電話機等の建築電気設備を設ける事』とありますが、机、椅子などの什器は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	3名分程度の什器を含むものとしてください。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
191	要求水準書 設計・建設編	I-5-20	5	3	1	1) (4)	設計 CBR は試験により決定とのことですが、見積・設計上の条件としてご提示いただけませんか。	技術提案のための設計条件として CBR=8 とします。
192	要求水準書 設計・建設編	I-5-20	5	3	1	1) (4)	門扉の仕様として金属部は全てステンレスとのご指定ですが、特注となり汎用性が低いことより流通性の高いアルミの採用をお認め頂けませんでしょうか。	可とします。
193	要求水準書 設計・建設編	I-5-20	5	3	1	5)	その他の項目において『敷地の未利用地及び擁壁は緑化するもの』と記載がありますが、造成工事（別途）で設置した擁壁を緑化すると考えてよろしいでしょうか。 その場合、管理用道路（組合所有）及びのんのこ温水センター境界にある擁壁も緑化するものと考えてよろしいでしょうか。	現在の造成設計において緑化できる擁壁はありません。 詳細については、実施設計時に協議するものとしてください。
194	要求水準書 設計・建設編	I-5-20	5	3	2	4) (3)	「敷地全周にわたり高さ [] m 程度の意匠上配慮したフェンスを配置する。」とありますが、フェンスの配置は平地造成部の東側、西側、南側でよろしいでしょうか。また、フェンス設置部分の擁壁にはフェンスの風荷重を見込んでいただくようお願いいたします。	お見込みのとおりです。ただし、西側については、市道歩道との境界部の必要な範囲に転落防止柵を組合にて設置いたします。 フェンス設置については、プレキャスト擁壁に影響しない範囲にてご検討ください。詳細は、実施設計時に協議するものとします。
195	要求水準書 設計・建設編	I-5-20	5	3	2	5)	「敷地の未利用地及び擁壁は緑化するものとし、その緑化についてはテーマを持った統一感のあるものとする」とありますが、未利用地とは「建物、外構構造物、舗装などがない緑地とできる部分」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
196	要求水準書 設計・建設編	I-5-20	5	3	2	5)	「敷地の未利用地及び擁壁は緑化するものとし、その緑化についてはテーマを持った統一感のあるものとする」とありますが、擁壁とは組合様所掌の擁壁と考えますが、緑化を行う擁壁の範囲をご教示願います。	質問No.193 に同じ。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
197	要求水準書 設計・建設編	I-5-21	5	3	2	3) (2) (5)	「(2)計画台数 普通車〔 〕台(身障者対応) (5)管理棟駐車場(組合職員用、施設見学者用、 管理棟の来客用)については、組合にて整備を 予定している。」とありますが、身障者駐車場は 組合様にて整備される施設見学者用駐車場の 範囲(エントランス付近)に配置するものと考え てよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
198	要求水準書設 計・建設編	I-5-29	5	5	2	12)	「外灯は独立型太陽光発電システムによる街 路灯及び外壁投光器とし、」との記載がありま すが、太陽光パネルを個別に街路灯に併設した 製品は光束が小さく、広範囲を照らすのには不 向きであるため、独立型太陽光発電システムに よる街路灯は施設見学者への啓発用として敷 地入口や見学者用駐車場の一部に設置し、その 他は高効率のLED街路灯の設置を提案させてい ただくことをお認めいただけないでしょうか。	可とします。
199	要求水準書 設計・建設編	添付資料 4					造成横断図において、計画地と公道(市道第 25 号福田中山線)の境界部分にある既存石積擁壁 を残すラインと、既存石積擁壁を撤去し道路境 界に縁石を設置するラインの 2 本表示されてい ます、既存石積擁壁の撤去と道路境界の縁石は 造成工事(別途)で行われると考えてよろしい でしょうか また既存擁壁を残す範囲は管理 棟側で道路の高さが FH-110.5 を超える範囲と 考えてよろしいでしょうか。 	参照図(黄色着色)は掘削土工(土工図)を示 したものでした。 既存石積擁壁については、全て撤去し、市道の 歩道を整備します。縁石は道路境界ではなく、 歩車道を分離するものです。道路境界は、今後 整備予定の歩道端部となります。 本工事で使用できる範囲は、新設ブロック擁壁 の法肩とお考えください。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
200	要求水準書 設計・建設編	添付資料 4					計画地公道（市道第 25 号福田中山線）側について、工事で使用できる範囲はで道路境界までと考えてよろしいでしょうか。	質問No.199 をご参照ください。
201	要求水準書 設計・建設編	添付資料 4					造成工事にて設置される、計画地北側の高さ 8 m の逆 T 擁壁の上部には転落防止柵等が造成工事（別途）等にて設置されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
202	要求水準書 設計・建設編	添付資料 4					敷地造成計画の図面データをご提供いただくことは可能でしょうか。	現在、実施設計中です（質問No.4 参照）。
203	要求水準書 設計・建設編	添付資料 4					造成工事の仕上高さ FH=104m とありますが、本工事における設計 GL 及び仕上げ高さは提案とさせていただきますともよろしいでしょうか。	可とします。ただし、各擁壁の根入れ深さを確保する必要があります。
204	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-1				九州電力との接続箇所は既存施設の受電点となっているものと推察しますが、既存構内第 1 柱の近傍に新設用構内第 1 柱を新設する解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-1				電力接続箇所は、落札後、請負者が電力送電会社と協議を行い、新設敷地内に変更することは可能でしょうか。	協議することは可能です。ただし、接続箇所については電力送電会社との協議次第となります。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
206	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-1				「のんのご温水センター」の電力供給につきまして、 既存施設取合点(添付 7 より HH5)から、のんのご温水センターの既設高圧配電盤までの電路は、既設電路を流用させて頂く解釈でよろしいでしょうか。 また既設高圧ケーブル(HH5～1 次側)は、端末を絶縁処理した上で撤去しない解釈でよろしいでしょうか。	既設電路の流用は可とします。 既設高圧ケーブルについては、ご理解のとおりです。
207	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-2				「周辺インフラ状況(埋設配管)」の系統図中に「用水 150A」の記載があり、既存処理棟まで建設用地東側の組合様所有の管理用道路に埋設配管されているものと思われませんが、工事用水(非飲料水)として分岐・使用させていただくことは可能でしょうか。	実施の段階において各関係機関と協議の上、判断されることとなります。
208	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-2				各種インフラ切替工事にあたり、既存埋設配管等の埋設状況図面をご提示いただけませんか	埋設管状況の参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布します。
209	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-2				添付資料 7-2 に記載の系統図に余熱利用上水ポンプ、用水補給ポンプの記載ありますが、これらのポンプやその機器に付随する電源配線・計装配線・配管工事は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	既存の施設についてはご理解のとおりです。
210	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7	7-2				添付資料 7-2 に記載の系統図に記載の既設埋設配管は新設の配管敷設後も残置してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
211	要求水準書 設計・建設編	添付資料7	7-2				添付資料7-2に記載の系統図に屋外照明の記載がありますが、工場棟建設予定地外の既設の屋外照明用の電源配線・配管の更新は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	要求水準書 設計・建設編	添付資料7					「管理棟裏の浄化槽から排水処理設備までを配管にて接続すること。」および「洗車場排水接続箇所」とありますが、管理棟及び洗車場の排水量をご教示願います。	排水量の計量は行っていないので、管理棟については、水道使用量約580 m ³ /年と見込んでください。洗車場については、4tバッカー車14台/日を洗車するものとしてください。
213	要求水準書 設計・建設編	添付資料 7-2					管理棟の上水取合位置について、ご教示をお願いします。	No.208に同じ。
214	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-1-1	1	1	3	2)	「洗車場については既存施設を流用」と記載ありますが、洗車排水設備等、受注者が維持管理を行う必要のある設備仕様をご教示ください。	洗車場に関する参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者に配布いたします。
215	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-1-2	1	1	1	7	民間事業者の業務範囲に「8) 近隣住民対応の支援」と記載があります。近隣住民対応業務の主は貴組合であり、民間事業者の業務範囲はその支援と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-2-1	2	2.2			「人員には表2-1に示す施設運営のために必要な有資格者が含まれるものとし、(後略)」と記載があります。表2-1に示される運営必要資格は「参考」であり、本表を参考に事業者にて運営に必要な資格を選定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答								
			大	中	小	① a)等										
217	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-2-2	第2章	2			表 2-1 運営必要資格 (参考) 運営に必要な資格者として、「第二種電気主任技術者」「第二種ボイラー・タービン主任技術者」を配置することが記載されています。建設工事期間中の電気主任技術者とボイラー・タービン主任技術者は、貴組合にて配置されることを考えてよろしいでしょうか。あるいは、建設事業者で配置する必要があるでしょうか。	民間事業者で配置するものとします。								
218	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-3-1	3		3	1)	「事業者は、ごみを直接搬入する者に対し、計量棟において、ごみの降ろし場所に関する案内・指示をしなければならない。」と記載があります。直接搬入される方の住人情報等の記録業務は不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、記録すべき具体的な情報(名前、住所、電話番号、ごみ種など)をご教示ください。	直接搬入者に対して、搬入の都度、「構成市別」、「ごみ種別」を記録してください。既設受付機の参考資料を入札参加資格審査申請書類提出者へ配布いたします。また、恒常的な搬入者に対しては必要な情報の利用登録(端末登録)が必要となります(県央南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条、第5条)。								
219	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-3-1	3		4	1)	「本組合が定める料金と方法により、本組合に代わり徴収」と記載があります。ごみ処理料金体系をご教示ください。	下記のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1570 887 2069 1174"> <thead> <tr> <th>区分手数料</th> <th>区分手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭から排出された廃棄物 50kg まで 190 円</td> <td>家庭から排出された廃棄物 50kg まで 190 円</td> </tr> <tr> <td>50kg を超える 10kg ごとに 38 円</td> <td>50kg を超える 10kg ごとに 38 円</td> </tr> <tr> <td>事業活動により生じた廃棄物 100kg まで 571 円</td> <td>事業活動により生じた廃棄物 100kg まで 571 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分手数料	区分手数料	家庭から排出された廃棄物 50kg まで 190 円	家庭から排出された廃棄物 50kg まで 190 円	50kg を超える 10kg ごとに 38 円	50kg を超える 10kg ごとに 38 円	事業活動により生じた廃棄物 100kg まで 571 円	事業活動により生じた廃棄物 100kg まで 571 円
区分手数料	区分手数料															
家庭から排出された廃棄物 50kg まで 190 円	家庭から排出された廃棄物 50kg まで 190 円															
50kg を超える 10kg ごとに 38 円	50kg を超える 10kg ごとに 38 円															
事業活動により生じた廃棄物 100kg まで 571 円	事業活動により生じた廃棄物 100kg まで 571 円															

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
220	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-4-1	4		3		「事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。…、頻度については、年4回(3ヶ月に1回)以上実施すること。」と記載があります。 一方、第7章3. 環境保全計画表7-1には測定項目ごみ質の測定頻度は1回/月と記載があります。 どちらも同様の分析との認識でよろしいでしょうか。その場合、頻度は表7-1の頻度で良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-4-2	4		4	7)	「事業者は、本組合が搬入車両に対して定期的に行うプラットフォーム内での搬入検査に対して協力すること。」と記載ありますが、具体的な実施時期、頻度、1回あたりの検査台数、所要時間等の想定値もしくは実績値をご教示いただけないでしょうか。	ごみ検査は、年に2回(11月とその他調整がつく月)、1回の検査において約5台(所要時間30分/台)を構成市と協力して実施するよう計画しています。
222	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-4-4	4		8	2)	「事業者は、本施設より搬出される搬出物の性状について定期的に分析・管理を行うこと。」と記載があります。 分析を行う項目、頻度としては、第7章3. 環境保全計画表7-1に記載の通りという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-4-4	第4章	10	1)		「…運転管理マニュアルを、運営業務開始日の30日前までに作成すること。…」とありますが、運営業務委託契約書(案)p.7 第30条では、「…運営開始日の60日前までに作成…」とあります。本マニュアルは詳細が未定ですので、作成・承諾期日につき受注後の協議事項とさせていただきます。	落札者決定後の契約協議において協議します。
224	要求水準書 運営・維持管理編	Ⅱ-9-2	9		8	3)	「近隣住民の避難が可能な収容体制の整備」と記載ありますが、想定すべき避難住民の人数等をご教示ください。	本施設に避難所としての位置付けはありませんが、構成市の防災(避難・復旧)活動を支援する目的で30人程度を収容するものとしてください。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
225	要求水準書 運営・維持管理編	添付資料 3					「温水供給条件：80℃供給。返送 60℃、「のんこの温水センター」にて熱交換の後、循環返送」とあります。 供給条件として必要な温水圧力をご教示願います。	参考資料を入札参加資格審査申請書類提出へ配布いたします。
226	要求水準書 運営・維持管理編	添付資料 3					「既存施設の法定点検時は臨時休館で対応。計画停止時はLNGでボイラを稼働し、通常どおり温水（熱交換）を供給し、開館している。」とあります。 新施設建設後には、のんこの温水センターのボイラではなく、新施設の予備ボイラにて温水供給し営業されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
227	要求水準書 運営・維持管理編	添付資料 5	No.10				「民間事業者が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの」が民間事業者の負担となっていますが、具体的には事業者名の許認可となる工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	発注者が申請者となる許認可であっても、事業者の設計によらなければ申請や届出等ができないものを含みます。（建築確認申請など）
228	要求水準書 運営・維持管理編	添付資料 5	No.11				「本組合が実施する許認可取得の遅延に関するもの」については、民間事業者は従負担となっていますが、これは貴組合が許認可に必要な資料の作成支援という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	要求水準書 運営・維持管理編	添付資料 5	No.15				「本事業に直接関連する法令・税制の変更等以外の法令・税制度の新設・変更に関するものは民間事業者負担」となっていますが、法令変更は事業者ではコントロールできませんので、貴組合負担としていただけないでしょうか。	民間事業者の一般管理に関連する法令・税制の変更等（会社法、商法等）を想定しており、本組合負担とすべきではないと考えられるため、要求水準書のとおりとします。
230	要求水準書 運営・維持管理編	添付資料 5	No.16				「天災等大規模災害及び暴動等の予測できない事態発生…」とありますが、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	予測できない未知の疫病・感染症は含まれますが、新型コロナウイルスは既知であり、対応が可能であると考えられますので、基本的には含みません。ただし、国等から通知があった場合等は協議によるものとします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
231	リスク分担表	添付資料 5	1/4				「※2：不可抗力については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する」とはどのような程度までを想定されていますでしょうか。	運營業務委託契約書別紙4のとおりです。
232	リスク分担表	添付資料 5	2/4				③建設段階に物価変動リスクの項目はありませんが建設工事請負契約書(庵)第26条貸金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に従い申請できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	落札者決定基準	3	3	3.1			基礎審査は「提案書に記載された内容が、次に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する」とありますが質疑回答で示された回答に対しても逸脱がある場合はその対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	落札者決定基準	5	3	3.4			「算定式」のうち「入札書比較価格」と記載がありますが、これは応募者による入札価格を指し、当該入札価格に対して応募者のうち最も低い入札価格の割合に40点を掛け合わせて算出するという理解でよろしいでしょうか。	「算定式」のご質問箇所を下記のとおり修正します。 ・誤：「入札書比較価格」 ・正：「入札価格」 なお、「入札価格」は入札書の入札金額（見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額）を指します。 落札者決定基準書（修正版）を本組合ホームページに掲載いたします。
235	落札者決定基準	5	3	3.4			入札価格の点数化方法について、価格点の算定式に入札価格が含まれていないため、価格点が一定となってしまいます。 「入札書比較価格」を「入札価格」に修正した以下算定式が正と考えてよろしいでしょうか。 価格点 = 最低入札価格 / 入札価格 × 40点	質問No.234に同じ。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
236	落札者決定基準	—	—	—	—	—	公正な競争の観点から、既設プラントメーカー以外が知り得ることができない状況・情報等を踏まえた提案は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	関係法令・基準及び入札公告書類の規定に基づき、特定の入札参加者が有利になることがないように公平・公正に事業者を選定します。
237	様式集 Word 版	41	第 8	第 8-22 号様式	第 8-22 号様式 5. (1)		地元企業とは入札説明書 P8、2. 1. 11 に示す「下請人等を選定する際は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所（本社、本店）を構成市内に有する者（以下、「地元企業」という。）」を指し、地元企業への発注予定額の算出方法においては商社または商社行為を含めないものと考えてよろしいでしょうか。 （例えば、設計・製造・施工・管理等に関与していない機器等の仲介のみを行う行為は実態の無い業務であるため、地元企業への発注金額に計上することは不相当と考えます。）	ご理解のとおりです。
238	様式集 Word 版	41	第 8	第 8-22 号様式	第 8-22 号様式 5. (1)		地元外企業と地元企業が特定建設工事共同企業体（甲型 JV）を組成した場合の地元企業への発注予定額は以下の考えにより算出するものと理解してよろしいでしょうか。①地元企業の出資比率相当分を発注予定額として計上（JV の受注額×地元企業の出資比率）②JV から下請の地元企業への発注額については、JV における地元企業の出資比率分を除く金額を発注予定額として計上（下請地元企業への発注額×（100%－地元企業 A の出資比率））	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
239	様式集 Word 版	41	第 8	第 8 - 22 号様式	第 8 - 22 号様式 5. (1)		<p>地元企業への発注予定額の計上は下位下請まで計上すると管理が煩雑となることから2次下請けまでと考えてよろしいでしょうか。また計上においては以下の考えにて計上するという基準にてよろしいでしょうか。</p> <p>①1次下請企業（地元企業） ⇒1次下請企業の発注予定額を計上</p> <p>②1次下請企業（地元外企業）、2次下請企業（地元企業） ⇒2次下請企業の発注予定額を計上</p>	ご理解のとおりです。
240	様式集 Word 版	41	第 8	第 8 - 22 号様式	第 8 - 22 号様式 5. (1)		<p>地元雇用の雇用額を記載する場合、地元雇用金額は社会保険料、法定福利費等を除いた、本人へ支給される従業員給与・賞与手当を計上するものとしてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
241	様式集 Word 版	50	第 10 号様式				<p>「(ア) 様式集 (Excel 版) の第 10 - 1 号～第 10 - 11 号様式をもとに作成すること」とありますが様式は第 10 - 9 号までとなっています。10 号、11 号は他にありますか。</p>	<p>第 10 号様式【記載事項】(ア)は次のとおり訂正します。</p> <p>「(ア) 様式集 (Excel 版) の第 10 - 1 号～第 10 - 9 号様式をもとに作成すること」</p>
242	様式集 Excel 版						<p>数値を合計するセルに適切な数式が入力されていない等、不適当と思われる数式が入力されている場合は適宜事業者によって入力するという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
243	様式集 Excel 版						<p>記入内容について特別に説明させて頂くものがありましたら、注釈を付けて示すことをお認め頂けますでしょうか。</p>	可とします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
244	様式集 Excel 版	第 10-3 号 ～8 号					固定費及び変動費の内容は運營業務委託契約書（案）P23 別紙 2 に示される「ア 運営・維持管理業務委託料の算定方法」の内訳にて記載するものと理解してよろしいでしょうか。	運營業務委託契約書（案）P23 別紙 2 の内訳項目では詳細が把握できない部分もあるため様式集を基に記載し不足項目があれば適宜追加してください。
245	様式集 Excel 版	第 10-6 号 様式					点検、維持補修の頻度については、各設備の機器ごとに異なり項目が多くなるため、主な機器設備に関する点検及び維持補修を記載するというところでよろしいでしょうか。	可とします。
246	様式集 Excel 版	第 10-7 号 様式					業務管理責任者や什器等、運営開始前に発生する運営費用があれば第 10-7 号様式（その他経費）の初年度に計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、第 10-9 号様式においては、設計・建設期間に計上してください。
247	様式集 Excel 版	第 10-8 号 様式					売電収入の単価は事業者により想定するという理解でよろしいでしょうか。	非 FIT 部分についてはご理解のとおりです。
248	様式集 Excel 版	第 10-9 号 様式					SPC を設立しない場合様式第 10-9 号様式「事業収支計画」の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	基本協定書 （案）	2	第 4 条	第 3 項			本協定書の冒頭において、本協定書は落札者のうち「構成員」が合意したものと記載があることから、本条第 3 項の「落札者のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合」との文言は「落札者のうち構成員のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合」と読み替えてよろしいでしょうか。	入札説明書 3.3.2(4)に基づき、基本協定書（案）のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
250	基本協定書 (案)	4	第9条				本条第2号などによりますと、本協定の目的以外の目的に個人情報を利用等してはならないものとされていますが、例えば発注者以外の第三者から（本事業とは無関係に）取得し保有していた個人情報については、本条の制限は及ばないという理解でよろしいでしょうか。	例示されている個人情報については、関係法令等の範囲内においては、ご理解のとおりと考えます。
251	基本契約書 (案)	標題					「県央県南広域環境組合契約規則及び県央県南広域環境組合建設工事執行規則・・・によって・・・」という文言が有りますが、万が一それらの規則と本基本契約や工事請負契約等との間で矛盾抵触が生じた場合には、本基本契約や工事請負契約等が優先するという理解でよろしいでしょうか。	矛盾抵触が生じた場合は、協議するものとします。
252	基本契約書 (案)	3	第7条	第7項			本項に記載の計算書類及び附属明細書並びに監査報告書は建設時には不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	基本契約書 (案)	4	第8条	第4項	(4)		「その他、事由の如何を問わず、発注者及び構成市の指名停止措置を受けた場合」と記載がありますが、貴組合の構成市の指名停止要綱によると、指名停止の定義は入札に参加することができる資格を有する者に対する措置と記載があります。本定義を考慮すると、契約の締結者に対する契約解除要綱としては適切ではないと考えるため、(4)は削除頂けませんでしょうか。	落札者決定後、契約協議において協議します。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
254	基本契約書 (案)	5	第17条				「発注者に損害を与えた場合には、事業者を構成する各当事者及び運営・維持管理事業者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする」と記載がありますが、この場合連帯して責任を負うのは運営に関する当事者であり、様式第3号様式「参加表明書」における「構成員の役割」及び「協力企業の役割」に基づいて当該業務の当事者かどうかを判断する、という理解でよろしいでしょうか。	運営に関する当事者であるかに関わらず、事業者を構成する各当事者及び運営・維持管理事業者は連帯責任を負うものとしています。
255	基本契約書 (案)	5	第17条				本事業は規模が大きく、かつ、期間も長期に渡るため、特に運営・維持管理事業者の債務不履行について、事業者を構成する全ての当事者が無限責任を負うことはリスクが大きく、地元企業を含む中小規模の企業の応札グループへの参入にあたり大きな障壁となるものと考えます。 企業の参入を促し、事業者のリスク負担を適切にするために、下記文言を文末に追記いただけないでしょうか。 「但し、運営・維持管理事業者の債務不履行に関連して事業者を構成する各当事者（但し運営・維持管理事業者を除く）が発注者に対して負う損害賠償責任は、残存する運営期間にかかる運營業務委託料の総額の10分の1に相当する額を上限とする。」	質問の条項は運營業務委託契約書第55条に規定されています。
256	基本契約書 (案)	6	第21条				本条第2号などによりますと、本契約の目的以外の目的に個人情報を利用等してはならないものとされていますが、例えば発注者以外の第三者から（本事業とは無関係に）取得し保有していた個人情報については、本条の制限は及ばないという理解でよろしいでしょうか。	質問No.250に同じ。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
257	建設工事請負契約書（案）	前文	署名欄の直前の段落				「県央県南広域環境組合契約規則及び県央県南広域環境組合建設工事執行規則・・・によって・・・」という文言がありますが、万が一それらの規則と本基本契約や工事請負契約等との間で矛盾抵触が生じた場合には、基本契約や本工事請負契約等が優先するという理解でよろしいでしょうか。	質問No.251 に同じ。
258	建設工事請負契約書（案）	1	第1条	第2項	第6号		「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、…」とありますが、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	質問No.230 に同じ。
259	建設工事請負契約書（案）	2	第4条	第1項			保証金やそれに代わる有価証券について、寄託するという位置づけになっていますが、返却時期についてご教示をお願いします。	建設工事請負契約の履行確認後、すみやかに返却するものとします。
260	建設工事請負契約書（案）	5	第10条	1,4			現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に施工する土木・建築工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えます。その後、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任するという工事進捗に合わせた配置でよろしいでしょうか。	受注者からの通知を受けて次の点を発注者が確認した場合に限り承諾するものとします。 ・プラント工事着工以降も建築工事は継続するため、プラント設備の設計・建設業務を行うものから選任した現場代理人が建築工事を管理する能力と経験を有していること ・建築物の設計・建設業務を行うものから監理技術者の配置を継続すること
261	建設工事請負契約書（案）	6	第13条	第3項			検査を要する工事材料の検査については、第14条第5項のような監督職員の検査不備の場面が想定されていませんが、仮に発注者が第13条第3項の義務を怠った場合には、第14条第5項を準用して工事を施工するという理解でよろしいでしょうか。	第13条と第14条は検査対象が異なるため、第13条第3項については、検査期限を過ぎた場合の対応は定めていません。なお、第14条第5項は監督職員の検査不備を想定したものではありません。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
262	建設工事請負契約書（案）	13	第35条の2				<p>前払金の支払の限度額とありますが、限度額なく支出することは可能でしょうか。</p> <p>貴組合の構成市（島原市、諫早市、雲仙市、南島原市）においては、前払金限度額の設定はされておりません。</p> <p>また、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（令和2年1月30日改正）」には、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前払金制度の適切な運用」が政府の方針として各発注機関に求められています。</p> <p>前払金を限度額なく支出することによって、公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることができると思われまます。</p>	落札者決定後、契約協議において協議します。
263	建設工事請負契約書（案）	13	第38条				<p>出来高に則ったうえで、部分払は回数、支払い時期をご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	発注者が財政計画に基づき部分払回数、支払い時期を決定し、受注者と協議します。
264	建設工事請負契約書（案）	20	第59条				<p>「…仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、…」とありますが、仲裁合意書の締結があると考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。当事者が仲裁合意書に合意した場合に審査会に申請可能となります。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
265	建設工事請負契約書（案）	20	第61条				本条第2号について、「本運營業務委託契約の」は「本建設工事請負契約の」の誤記という理解でよろしかったでしょうか。 また本契約の目的以外の目的に個人情報を利用等してはならないものとされていますが、例えば発注者以外の第三者から（本事業とは無関係に）取得し保有していた個人情報については、本条の制限は及ばないという理解でよろしいでしょうか。	質問前段について次のとおりです。 ・第61条本文中「本委託契約」を「本工事請負契約」に訂正 ・第61条2号及び6号中「運營業務委託契約」を「本工事請負契約」に訂正 質問後段については質問No.250に同じ。
266	運營業務委託契約書（案）	5	第20条	第1項			「…受注者は、準備期間から電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者を配置しなければならない。」とありますが、当該技術者を配置すべき準備期間を具体的にご教示願います。	電気事業法等関係法令の規定によります。
267	運營業務委託契約書（案）	5	第20条	第1項			「…受注者は、準備期間から電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者を配置しなければならない。」とありますが、受注者とはSPCを設置する場合は構成員、SPCを設置しない場合は運営・維持管理事業者の中から選任し、配置すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
268	運營業務委託契約書（案）	6	第25条	2			「発注者の指定金融機関等に入金しなければならない。」と記載ありますが、以下についてご教示ください。 ①手数料の年額の実績値をご教示ください。 ②新工場から最寄りの指定金融機関までの距離を算出するために、ご指定金融機関名をご教示ください。 ③ご指定金融機関へ入金する頻度にご指定があればご教示ください。 ④納付書発行の有無等、必要な手続きがあればご教示ください。 ⑤警備会社による現金輸送・振込み手続きの実施可否についてご教示ください。	下記のとおりです。 ①115,778,110円（令和2年度実績） ②十八親和銀行東諫早支店（諫早市福田町5-11） ③徴収した営業日の翌営業日 ④納付書発行有、集計表の提出が必要、その他、納入者の申告など協議が必要です。 ⑤警備会社のみで実施することはできません。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
269	運営業務委託契約書（案）	6	第 25 条	第 2 項			「…県央県南広域環境組合会計規則の規定に従い、…」とありますが、本契約に該当する規定についてご開示をお願いします。	県央県南広域環境組合ホームページの例規集をご参照ください。
270	運営業務委託契約書（案）	7	第 28 条				（ごみ量変動への対応） 「本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。」とあります。 一方、「要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編」添付資料 5 リスク分担表※4 においては「搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の 2 料金体制により対応し、計画年間ごみ処理量の範囲から著しく逸脱する場合には、本組合と民間事業者の協議とする。」とあります。 計画年間ごみ処理量の範囲から著しく逸脱する場合の対応としては、要求水準書添付資料 5 の内容が正と理解してよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書（案）第 28 条の規定によります。
271	運営業務委託契約書（案）	9	第 38 条	1	(2)		「受注者は、本施設の運転におけるトラブル防止や解消作業などにもなって瞬時的、突発的に発生する処理不適物を場内に保管・貯留し、適切に処分すること。」と記載されています。 一方、第 27 条 3 項には、「受注者は、前項に基づき排除した搬入禁止物…処理不適物については、受注者は当該処理不適物を本施設内に保管し、 <u>発注者又は発注者が指定する業者に本施設内にて引き渡すものとする。</u> 」と記載があります。 第 27 条記載の通り、処理不適物については、貴組合又は貴組合が指定する業者に引き渡すという認識でよろしいでしょうか。	第 38 条第 1 項第 2 号の処理不適物は本施設の運転におけるトラブル防止や解消作業などにもなって瞬時的、突発的に発生するもの（閉塞の原因となるごみや灰など）であり、第 27 条第 3 項は受入段階で発見された処理不適物（ごみピットで発見されたものなど）であり、両者は異なっており、運営業務委託契約書（案）のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
272	運營業務委託契約書(案)	9	第38条	2		(2)	「発注者は本施設を運転管理することにより発生する余剰電力の売却に係る契約を小売電気事業者と締結するものとし、売却によって得られた収入は発注者に帰属するものとする。」と記載があります。発電設備系統連系サービス(アンシラリーサービス)料金についても、貴組合にて契約されるという認識でよろしいでしょうか。また、売電、買電先は事業者からご提案可能でしょうか。	契約者は本組合となりますが、受注者は第38条第2項第3号の規定による事務作業を行うものとしています。 売電、買電先については、質問No.1をご参照ください。
273	運營業務委託契約書(案)	11	第48条				不可抗力には、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	質問No.230に同じ。
274	運營業務委託契約書(案)	12	第51条	第3項			第2文目の「この場合、受注者は発注者との協議に応なければならないものとする。」は、「この場合、受注者は発注者との協議に応じなければならないものとする。」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	運營業務委託契約書(案)	13	第53条	第4項	第5号		1行目末尾の「適せず」は、「適用せず」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	運營業務委託契約書(案)	14	第55条	第5項			「発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。」と記載されていますが、受注者が発注者に損害賠償する場合の規定である第58条第2項では、民法の原則に従い、ただし書で「本委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と規定されており、第55条第5項による損害賠償も同様の条件によるという理解でよろしいでしょうか。	第55条では第54条第2項及び第3項に基づき発注者による契約の解除を規定していますが同条第2項は受注者の責めに帰することのできない事由は想定されず、同条第3項については「ただし、当該期間を経過したときにおける債務の不履行が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない」としており、第58条と同様に免責条項を設けています。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
277	運営業務委託契約書（案）	17	第69条				本条第2号などによりますと、本契約の目的以外の目的に個人情報を利用等してはならないものとされていますが、例えば発注者以外の第三者から（本事業とは無関係に）取得し保有していた個人情報については、本条の制限は及ばないという理解でよろしいでしょうか。	質問No.250に同じ。
278	運営業務委託契約書（案）	18	第70条	第2項			「受注者は、本委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、～発注者に提出しなければならない」と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、受注者の財務書類を提出することで可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	運営業務委託契約書（案）	18	第73条	2			「発注者は、本委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本委託契約の終了後も存続するものとする。」と記載があります。 「発注者の裁量により利用する権利及び権限」は、本施設の運営・維持管理業務に利用する範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合に限定しませんが、本組合若しくは構成市の実施する事業に限り利用するものとします。（例えば余熱利用施設関連業務や同一敷地内建築物等の解体工事）
280	運営業務委託契約書（案）	20	別紙1				「敷地境界線上で、次の基準値以下であること」と記載ありますが、想定に必要な既存施設を流用する駐車場等にある動力源の騒音値をご教示ください。	駐車場に設置してあるコンプレッサー直面での計測値は86dBです。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	① a)等		
281	運營業務委託契約書(案)	23	別紙2	2	2(1)		「提案単価(円/t)」と記載がありますが、これは様式集第10-2号様式における「変動費」の「変動費単価」を指すという理解でよろしいでしょうか。 その場合様式集第10-2号様式の「変動費単価」は各年度算出した単価で実績ごみ処理量に応じて清算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	運營業務委託契約書(案)	30	別紙5				火災保険に付保することと記載されていますが、貴組合にて共済などの保険に加入するご予定はありますでしょうか。また別紙5記載の当該火災保険の付保条件としては事業者の責により発生した火災を指すという理解でよろしかったでしょうか。	施設完成後に質問No.54に記載の現在の加入保険も含め検討する予定です。 別紙5についてはご理解のとおりです。
283	運營業務委託契約書(案)	30	別紙5				機械保険に付保することと記載されていますが、貴組合にて全国都市清掃会議による廃棄物処理プラント保険などに加入するご予定はありますでしょうか。また別紙5記載の当該機械保険の付保条件としては事業者の責により発生した故障等を対象とするものでしょうか。	質問No.282に同じ。
284	運營業務委託契約書(案)	9 16	第38条 第61条	第2項 第3項	第4号		第38条第2項第4号にて、計画売電電力量の未達について運營業務委託料のうち固定費の減額が定められています。他方、第61条第3項には、「…また運營業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。」とあります。計画売電電力量の未達による固定費については、損害賠償に代わる措置であると考えてよろしいでしょうか。	第38条第2項第4号に定める計画売電電力量の未達による固定費減額については、損害賠償に代わる措置と解されるものの、第61条第3項は運營業務委託料の減額をもってその他の損害賠償責任が免責されるものではないことを意図しています。

No.	資料名	頁	項目				質問等	回答
			大	中	小	①、a)等		
285	閲覧資料						<p>「第2期ごみ処理施設整備に伴う敷地造成基本設計業務委託 報告書 05 開発協議資料作成」において</p> <p>5-1「開発許可申請を予定している」、5-1-2「都市計画決定された区域内でごみ焼却場を新設するため開発行為である。このため、都29条第1項第3号 または 第4号にあたる場合、開発許可は不要と考えられる。」</p> <p>とありますが、開発許可は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>諫早市 建設部 開発支援課との協議状況をご教示願います。</p>	<p>開発許可は要しないものの、開発許可に必要な項目に関する関係機関との協議が必要になる可能性があります。</p> <p>関係機関からの意見に関する資料を入札参加資格審査書類提出者へ配布いたします。</p>
286	閲覧資料						<p>ごみピット付近となる土質ボーリング柱状図No.5ではTP+93.72mより以深のデータがありません。ごみピット部はさらに深い掘削となるため、岩の硬さが分からなければ適切な岩掘削を見込むことができません。</p> <p>リッパ掘削できる軟岩が続くものとして計画し、中硬岩以上の硬い岩が発見された場合、費用と工期はご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書（設計・建設編）添付資料3に示す縦断図及び想定地質断面図を参考に想定してください。</p> <p>工期については入札公告のとおりとします。</p> <p>ただし、状況に応じて協議を検討します。</p>
287	その他						<p>試運転を含む建設工事期間中における電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者の設置は建設事業者、運営事業者の別にご指定はありますでしょうか。</p>	<p>指定はありませんが、電気事業法等関係法令の規定により配置してください。</p>
288	その他						<p>建築確認申請上「増築」として申請する必要があると考えます。建ぺい率・容積率が指定数値を超えないことや消防設備設置基準を確認するため、既設建物の建築面積、延べ床面積、各階面積、建物種別、階数等が必要です。</p> <p>既設建物の確認申請書をご提示願います。</p>	<p>No.14に同じ。</p>